

火災保障・自然災害保障

全トヨタ労連総合保障共済(ゆうゆう共済)は、こくみん共済 coop〈全労済〉の住まいる共済の制度を利用しています。

▶ 住まいのリスクはさまざま。幅広い保障が住宅と家財を守ります。

1 保障プランについて

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

○：保障されます △：保障額が少なくなります ×：保障されません

	火災保障	火災保障 + 自然災害保障	火災保障 + 自然災害保障 風水害保障なしタイプ (マンション構造専用プラン)
火災などのとき 火災 破裂・爆発 消火作業による冠水・破壊 落雷 突発的な第三者の直接加害行為(損害額5万円以上) 他人の車両の飛び込み 他人の住居からの水もれ 建物外部からの物体の落下・飛来	○	○	○
風水害などのとき 突風・旋風(竜巻を含む) 暴風雨 降雪 豪雨・長雨 台風 洪水 雪崩 降ひょう 高波・高潮 上記による地すべり、もしくは土砂崩れ	△	○	×
地震などのとき 地震による火災・損壊 噴火による火災・損壊 津波による損壊	×	○	○

※「風水害保障なしタイプ」とは風水害リスクの低いマンション等(建物構造区分が「マンション構造」)のために風水害保障を不担保にした掛金がお手頃な保障です。

2 火災保障に付帯できる特約(それぞれの特約に追加掛金が必要です。)

類焼損害保障特約

自宅が火元となり周囲の住宅や家財を類焼させたとしても、失火責任法により、故意・重過失の場合を除いては、法律上の損害賠償責任は発生しません。しかし、その一方で近隣の方との関係が不安定になるなどの事態も想定されます。「類焼損害保障特約」を付帯することで、近隣の住宅や家財の損害を保障します。(P.28「付帯できる特約」参照)



類焼損害保障特約の保障イメージ

契約者の住宅や家財…「火災保障」で保障
近隣の住宅や家財…「類焼損害保障特約」で保障

隣家	隣家	契約者宅	隣家
火災保険(共済)あり (全額補償(保障))	火災保険(共済)あり (一部補償(保障))	火災保険(共済)あり (一部補償(保障))	火災保険(共済)なし
「類焼損害保障特約」からの支払いはありません	損害額から火災保険(共済)の補償(保障)額を差し引いた額が「類焼損害保障特約」から支払われます	損害額から火災保険(共済)の補償(保障)額を差し引いた額が「類焼損害保障特約」から支払われます	「類焼損害保障特約」から支払われます

盗難保障特約

盗難による家財の損害を保障する特約で、月額100円で付帯できます。
※火災保障のみ加入の方向けの特約です。自然災害保障には盗難保障特約が含まれています。(P.28「付帯できる特約」参照)

借家人賠償責任特約

居住する借住宅が火災・水漏れ・破裂などにより破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害を保障します。(P.27「付帯できる特約」参照)

3 加入できる住宅・家財について

詳細はP.73～78「重要事項説明書」をご確認ください。

住宅 加入できる住宅は以下のとおりです。

- 共済契約関係者(契約者およびその人と生計を一にする親族)が所有し、人が居住する日本国内の住宅。
 - ※共有持分の場合は、持分に応じて分割して契約し、できるだけ所有者が契約してください。
 - ※法人名義・空家などが居住していない住宅は加入できません。
 - ※民泊物件は、人が居住している建物にあたらなため加入できません。なお、共済契約関係者が居住している場合は、共済契約関係者がもつばら居住している部分に限り加入できます。
 - ※事務所・店舗併用住宅、建築中の建物等の規程は、P.74重要事項説明を参照ください。

家財 次に該当する家財が加入いただけます。

- 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財。
 - ※以下についてはご契約の対象となりません。
 - ・通貨、預貯金証書、有価証券、電子マネー、貴金属、美術品、自動車およびその付属品など。
 - ・空家、別荘等の人が居住していない住宅内の家財。営業用の商品、器具備品・設備など。
 - ※貸家の場合は家財に加入できません。

4 建物構造区分確認ガイド

火災保障・自然災害保障への加入にあたっては、ご契約（目的）物件の住宅の建物構造区分をご確認いただく必要があります。以下のステップに沿って、ご契約（目的）物件の建物構造区分を確認してください。

ステップ1

建物形態

ご契約（目的）物件の建物形態をご確認ください



戸建て住宅

- 共同住宅以外のすべての住宅。
- 建物内部で**行き来**のできる二世帯住宅。

ステップ2

柱の材質

ご契約（目的）物件の柱の材質をご確認ください

※鉄骨と木の柱が混在している場合は「木質など」に該当します（ただし、付け柱、飾り柱除く）。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。



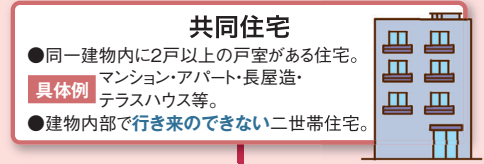
鉄骨造・コンクリート造以外
※柱がない枠組壁工法建物（2×4建物）を含みます。



すべての柱（付け柱・飾り柱除く）を鉄骨（CFT含む）または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含む。なお、土蔵造も鉄骨造となります。



すべての柱（付け柱・飾り柱除く）をコンクリートで造った建物。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造（鉄補強材含む）・れんが造・石造もコンクリート造となります。



共同住宅

- 同一建物内に2戸以上の戸室がある住宅。
具体例 マンション・アパート・長屋造・テラスハウス等。
- 建物内部で**行き来**のできない二世帯住宅。



鉄骨造・コンクリート造以外
※柱がない枠組壁工法建物（2×4建物）を含みます。



すべての柱（付け柱・飾り柱除く）を鉄骨（CFT含む）または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含む。なお、土蔵造も鉄骨造となります。



すべての柱（付け柱・飾り柱除く）をコンクリートで造った建物。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造（鉄補強材含む）・れんが造・石造もコンクリート造となります。

ステップ3

耐火基準

ご契約（目的）物件が耐火基準に適合しているかご確認ください

※耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物についてはP.75にてご確認ください。



①耐火建築物
②準耐火建築物
③省令準耐火建物
いずれかに該当しますか？

いいえ

はい
下記で確認
確認書類が必要な
場合があります。

①耐火建築物に該当しますか？

いいえ

はい
下記で確認
確認書類が必要な
場合があります。

ステップ2 どちらを選択しましたか？

①木質など

②鉄骨造

②準耐火建築物
③省令準耐火建物
いずれかに該当しますか？

いいえ

はい
下記で確認
確認書類が必要な
場合があります。

「建物構造区分」 確認結果

①木造構造

②鉄骨・耐火構造

①木造構造

②鉄骨・耐火構造

③マンション構造

ステップ3 が **はい** の場合、次の耐火基準の確認方法をご確認ください。

加入申込書とあわせて提出書類が必要になる場合があります。

申込書の
「確認方法」欄に○を
記入いただく番号

1960年以降建築の地上4階建て以上の建物で、3階以上の階が共同住宅である

該当しない場合

該当する
場合

耐火基準は「耐火建築物」を適用します。
建物構造区分は「③マンション構造」を適用します。

提出書類
提出不要

2

こくみん共済 coop(全労済)
(引受団体)の
ホームページで
耐火基準コードを確認

こくみん共済 coop 検索
https://www.zenrosai.coop

確認できた
場合

確認
できない
場合

申込書の「確認方法」欄の「4」に○をするとともに「耐火基準コード」欄に4桁の数字（左記ホームページ参照）を記入してください。

建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認以下のいずれかの書類に、耐火建築物・準耐火建築物・省令準耐火建物を示す記載があれば確認できます。
●建築確認申請書、設計仕様書、設計図面
●ハウスメーカー・販売者・不動産賃貸業者等の作成資料
●他の損害保険会社の火災保険契約の保険証券に記載されている構造級別（M構造・T構造）を火災共済の構造区分に読み替えて適用
※M構造＝マンション構造 T構造＝鉄骨・耐火構造

提出書類
提出不要

4

申込時に下記の
確認書類が必要です。

提出書類

- ①建築確認申請書の写し
- ②仕様書や設計書等の写し
- ③保険証券の写し など

1

ご自宅に
関係書類がない
場合

【耐火基準申請書】を施工者等に記入いただき、申込書と一緒に労働組合経由でゆうゆうセンターへご提出ください。
※耐火基準申請書が必要な場合は、お手数ですが所属の労働組合までお問合わせください。

申込時に下記の確認書類が必要です。

提出書類

耐火基準申請書

3

トヨタホームの戸建ては大部分が「ステップ1」「①戸建て住宅」、ステップ2「②鉄骨造」、ステップ3 記入不要、「建物構造区分」確認結果「②鉄骨・耐火構造」です。（過去の商品、販売店のオリジナル商品など、この限りでない場合もありますので仕様をお確かめのうえ、ご記入ください。）

火災保障

point

- 万一のとき再建を第一に考えた“再取得価額保障”。
- 住宅の70%以上の焼破損で全焼扱い。
- 火災保障では、3つの特約をニーズに合わせて選択(付帯)できます。

▶火災等の被害から「住宅」「家財」を守るための保障

火災などのとき



火災



落雷



他人の
住居から
の水漏れ



他人の
車両の
飛び込み



破裂
爆発

- 消火作業による冠水・破壊
- 建物外部からの物体の落下・飛来
- 突発的な第三者の直接加害行為
(損害額5万円以上)

【火災等保障】

(火災等共済金)

保障期間中に左記事由により共済の目的に損害が生じた場合に下表のとおりお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	加入額の全額
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	住宅・家財のそれぞれの 加入額を限度とした 再取得価額

臨時費用保障

お支払いする
火災等共済金の
15%
(200万円が限度)

地震等災害見舞金

火災保障に30口以上加入されている方が地震等による損害を被り、住宅の損害額が20万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)

この見舞金は、火災保障・自然災害保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、**お支払いをお約束するものではありません。**
※貸家契約、空家契約は対象となりません。

風水害などのとき



台風



突風・旋風
(竜巻含む)



降雪



豪雨
長雨



暴風雨

- 雪崩 ■高波・高潮
- 洪水 ■降ひょう
- 前記による地すべり、または土砂崩れ

【風水害等保障】★

(風水害等共済金)

保障期間中に左記事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に下表のとおりお支払いします。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失	住宅の損壊率	70%以上	30,000円
半壊		20%~70%未満	15,000円
一部壊	住宅の損害額	100万円を超える	4,000円
		50万円を超え100万円以下	2,000円
		20万円を超え50万円以下	1,000円
		10万円を超え20万円以下	500円
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円
		100~150cm未満	10,000円
		70~100cm未満	7,000円
		40~70cm未満	5,000円
		40cm未満	3,000円
	50%未満	100cm以上	3,000円
		100cm未満	1,000円

臨時費用保障

お支払いする
風水害等共済金の
15%

マンション構造専用プラン風水害保障なし
タイプの保障について

風水害等にかかわる右記の保障は対象外となります。

- 風水害等保障 ●臨時費用保障(風水害等による損害) ●修理費用保障(風水害等による損害)
- 住宅災害死亡保障(風水害等を原因とする死亡) ●付属建物等風水害保障

火災保障では、3つの特約をニーズに合わせて選択(付帯)できます。



付帯できる特約

借家人賠償責任特約 (損害賠償共済金)

賃貸住宅にお住まいの方におすすめです。

損害賠償保障

居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	加入額を限度とした 損害賠償金の額 (最高4,000万円)

- 火災保障の家財契約に20口以上加入している場合に付帯できます。
- 借用住宅が共済契約関係者の所有している物件の場合は加入できません。
- 加入者と借用住宅の貸主との間で借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされている場合に加入できます。
- [加入額の目安]はP.31をご参照ください。

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
※借用住宅とは、借用建物のうち共済の目的である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

賠償費用保障

損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、加入額を限度にお支払いします。

具体的な費用

- ①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、こくみん共済coop<全労済>が必要または有益であったと認める費用など
 - ②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
 - ③示談交渉に要した費用
- ※②、③については、書面によりこくみん共済coop<全労済>の同意が必要です。
※②、③については、損害賠償金の額が契約共済金額を超える場合は、契約共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。



保障内容を動画で
説明しています

ゆうゆう共済 検索



期間限定フリーダイヤル
0120-81-3401

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間

2022年4月1日～2023年3月31日

引受
団体

こくみん共済 coop<全労済>…

「風水害等給付金付火災共済」
「類焼損害保障特約」「盗難保障特約」
「借家人賠償責任特約」

付随する保障など（追加掛金は不要です。）

■持ち出し家財保障

（持ち出し家財共済金）

（家財契約がある場合のみ対象）

対象となる事故	支払限度額 （下記のいずれか少ない額）
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の加入額の20%

※持ち出し家財…共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財。

■失火見舞費用保障

（失火見舞費用共済金）

対象となる事故	支払限度額 （下記のいずれか少ない額）
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、加入額の20% （1世帯40万円を限度）

■修理費用保障★

（修理費用共済金）

（マンション構造のみ対象）

対象となる事故	支払限度額 （下記のいずれか少ない額）
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、加入額の20% （1世帯15万円を限度）

■漏水見舞費用保障

（漏水見舞費用共済金）

（マンション構造のみ対象）

対象となる事故	支払限度額 （下記のいずれか少ない額）
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、加入額の20% （1世帯15万円を限度）

■風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円
	風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

■住宅災害死亡保障★

（住宅災害死亡共済金）

対象となる事故	支払限度額
火災等保障または風水害等保障が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 300万円 （1人につき1口あたり5,000円）

■バルコニー等修繕費用保障

（バルコニー等修繕費用共済金）（住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象）

対象となる事故	支払限度額 （下記のいずれか少ない額）
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	1事故 30万円 または、住宅の加入額 （一世帯あたり）

※専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと。

（例）バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
※家財のみの契約の場合は、対象外となります。

■水道管凍結修理費用保障

（水道管凍結修理費用共済金）

（住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象）

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき（パッキンのみの損壊除く）。	10万円 （一世帯あたり）

※凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等保障としてお支払いします。

■付属建物等風水害保障★

（付属建物等風水害共済金）

（住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象）

対象となる事故	支払額
風水害等により付属建物や付属工作物に10万円を超える損害が生じたとき。	2万円 （一世帯あたり）

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

風水害保障なしタイプ（マンション構造専用プラン）については「★」がついている保障は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

支払要件

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、保障期間中に風水害等により損害が生じ、つぎの(1)または(2)のいずれかに該当した場合。

- (1) 住宅の損害の額が10万円を超える場合。ただし、浸水による損害および住宅外部の損壊をともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます。
- (2) 住宅が床上浸水をこうむった場合。
●損害額は再取得価額で算出し、損害の程度（支払いランク）を認定します。

重要

- (1) 住宅・家財いずれかのみ契約の場合、共済金の「支払限度額」は左表の半額となります。
- (2) 支払われる共済金の額は、住宅・家財の保障額の割合に応じて割り分けて支払われます。
- (3) 1回の災害で一部壊れ以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
- (4) 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、各風水害等による損害の程度を合わせたものにより認定します。
- (5) 住宅外部に損壊のない雨水の吹き込み、浸み込み、漏入は風水害等の損害には含まれません。
- (6) 風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。
- (7) 住宅の欠陥および老朽化にともなう雨もり、台風などで吹き込んだ雨もりは風水害等の損害には含まれません。
- (8) 被害の程度を確認するために、損害箇所の写真と修理見積書が必要となります。

類焼損害保障特約

（類焼損害共済金）

自宅が火元の火災で隣家の住宅や家財への損害を保障します。

住宅から発生した火災、破裂または爆発により近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害を保障します。

保障額
最高 1億円 （保障期間中の支払金額の合計）

- 火災保障に30口以上（住宅・家財の合計）加入している場合に付帯できます。



盗難保障特約

（盗難保障共済金）

火災保障のみの加入でも盗難による家財を保障します。

盗難により共済の目的である「家財」に被害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合に保障します。

被害内容	保障額
共済の目的に ついて生じた 盗取、汚損、損傷 （家財のみ保障）	最高 300万円
通貨（1万円以上）	最高 20万円
預貯金証書	最高 200万円
持ち出し家財	最高 60万円

- 自然災害保障に加入している場合は付帯できません。自然災害保障には盗難保障が含まれています（P.30参照）。
- 火災保障の家財契約に30口以上加入している場合に付帯できます。
- ※左記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります（建物部分については保障対象とはなりません）。
- ※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。
・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
・預貯金が口座から引き出されていたこと。
- ※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

自然災害保障

point

- 自然災害保障には、**保障が手厚い「大型タイプ」と、掛金がお手頃な「標準タイプ」**があります。
- 盗難による建物や家財の被害も保障。

▶風水害、地震等の被害から「住宅」「家財」を守るための保障



ご注意

自然災害保障は火災保障にプラスしてご加入いただく保障です。火災保障の加入口数と異なる口数や、自然災害保障単独でのご加入はできません。

自然災害保障にご加入いただく場合は、大型タイプ 標準タイプ のいずれかをお選びください。
 なお、ご契約にあたっては住宅1棟につき1タイプとなりますので、複数の契約がある場合には同一タイプに統一のうえ、ご加入ください。

風水害などのとき



台風



突風・旋風
(竜巻含む)



降雪



豪雨
長雨



暴風雨

- 雪崩
- 高波・高潮
- 洪水
- 降ひょう
- 前記による地すべり、または土砂崩れ



【風水害等保障】 (風水害等共済金)

★申込日の翌日から8日目以降の保障期間中に左記事由の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおりお支払いします。

			大型タイプ		標準タイプ		
被害の程度	損害の程度		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	住宅の 損壊率	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半 壊		50%～70%未満	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円	
		30%～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円	
		20%～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円	
一部壊	損害額	100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円	
		50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円	
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円	
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円	
床上 浸水	全床面 50% 以上	居室の 床面から の高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
			100～150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
			70～100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
			40～70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
			40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
	50% 未満		100cm以上	7,000円	420万円	5,000円	300万円
			100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円

地震などのとき



地震による損壊



地震による火災



噴火による損壊



噴火による火災



津波による損壊



【地震等保障】 (地震等共済金)

保障期間中に左記事由の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおりお支払いします。

被害の程度		損害の程度		大型タイプ		標準タイプ	
				1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	住宅の損壊率	70%以上		30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
		50%~70%未満		18,000円	1,080万円	12,000円	720万円
		20%~50%未満		15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部壊・一部焼	損害額	損害額100万円超		3,000円	180万円	2,000円	120万円

【地震等特別保障】 (地震等特別共済金)

(加入口数が20口以上の場合のみ対象)

住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合は、地震等特別保障として、下記の金額をお支払いします。ただし加入口数が住宅・家財合計20口(200万円)以上の場合に限りです。

被害の程度	大型タイプ		標準タイプ	
	支払額		支払額	
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1回の地震につき 一世帯あたり 45,000円		1回の地震につき 一世帯あたり 30,000円	

保障内容を動画で
説明しています

ゆうゆう共済 検索



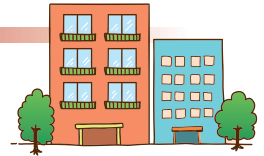
期間限定フリーダイヤル
0120-81-3401

※開設期間、受付時間は本冊子裏表紙を参照ください。

保障期間 **2022年4月1日～2023年3月31日**

引受団体

こくみん共済 coop<全労済>…「自然災害共済」



支払要件

保障期間中に風水害等により損害が生じ、つぎの(1)から(3)のいずれかに該当した場合。ただし、申込みの日以前に発生した風水害等により、申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じた損害に対しては風水害等共済金を支払いません。(更新契約または共済契約の中途変更において、基本契約共済金額の増額の申し出がされた場合の増額された部分の基本契約共済金額に対応する共済契約についても同様とします。)

- (1) 共済の目的である住宅の損害額が10万円を超える場合。ただし、浸水による損害および住宅外部の損壊をともなわない吹き込み、しみ込み、漏入等による住宅内部のみの損害を除きます。
- (2) 共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合。ただし、浸水による損害および共済の目的である家財を収容する住宅外部の損壊をともなわない吹き込み、しみ込み、漏入等による家財のみの損害を除きます。
- (3) 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が床上浸水をこうむった場合。
 - 損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

重要

「火災保障 風水害などのとき」(P.28)の重要の(3)～(7)が適用となります。さらに、加えて次の事項が適用されます。

●風水害等保障における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等保障の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。

★マンション構造専用プラン風水害保障なしタイプの保障について

風水害等にかかわる以下の保障は対象外となります。

●風水害等保障 ●臨時費用保障(風水害等による損害) ●修理費用保障(風水害等による損害) ●住宅災害死亡保障(風水害等を原因とする死亡) ●付属建物等風水害保障 ●付属建物等特別保障(風水害等による損害) ●傷害費用保障(風水害等による死亡または身体障がい)

支払要件

保障期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没、または流失により、以下の(1)または(2)に該当した場合。

- (1) 地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が100万円を超える場合。
 - (2) (1)の規定にかかわらず、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円を超えないが、共済の目的である家財の損害の額が100万円を超える場合には、一部壊・一部焼の損害とみなし、共済の目的である家財につき、地震等共済金を支払います。(この場合は地震等特別保障の対象にはなりません。)
- 損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

重要

- (1) 72時間以内に生じた複数の地震等により共済の目的に損害があった場合には、1回の地震等による損害とみなします。
- (2) 異なる複数の地震等により、共済の目的に損害があった場合において、複数の地震等の間に修復が行われなかったときの損害の程度の認定は、各地震等による損害の程度を合わせたものにより行います。
- (3) (2)において、これらの複数の地震等による損害の一部につき、すでに支払われた共済金があるときは、その額を差し引いて共済金を支払います。

支払要件

保障期間中に発生した地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じ、その損害の額が、20万円を超え100万円以下の場合。

- 地震等特別共済金を支払うのは、地震等共済金が支払われない場合であって、かつ、住宅および家財の加入口数合計が20口(200万円)以上である場合に限りです。

重要

地震等保障の重要の(1)(2)が適用となります。さらに加えて次の事項が適用されます。

●これらの複数の地震等による損害につき、すでに共済金が支払われているときは、地震等特別共済金を支払いません。

付随する保障など(追加掛金は不要です。)

■盗難保障(盗難共済金) (大型タイプ・標準タイプ 共通)

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害届出をしたとき。なお、下表の被害内容によって支払限度額は異なります。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	加入額
通貨(1万円以上)	20万円、または、家財の加入額のいずれか低い額
預貯金証書	200万円、または、家財の加入額のいずれか低い額
持ち出し家財	100万円、または、家財の加入額20%のいずれか低い額

- 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災保障」より支払われる場合には、火災等保障と合わせて損害の額を限度とします。
- 通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- 預貯金証書の損害は、次の(1)(2)の事実があったときに限ります。
 - (1) 盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
 - (2) 預貯金が口座から引き出されていたこと。
- 持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

■傷害費用保障(傷害費用共済金)★

対象となる事故	1口あたりの共済金	支払限度額
火災等保障、風水害等保障、地震等保障または盗難保障が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がいの状態になったとき。	最高 10,000円	1事故1名につき 600万円

- 「身体障害等級別支払割合表」(P.80～82)に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

■付属建物等特別保障(付属建物等特別共済金)★

(大型タイプ)の住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象となります。

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じたとき

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超えるとき	1世帯あたり 30,000円
地震等による損害額が20万円を超えるとき	

自然災害は
いつ起きるか予測が難しい
からこそしっかりと
備えたいところです

point

もし被害にあわれた場合は、被害状況がわかるもの(写真や被害箇所など)を保存していただき、すみやかに連絡を入れてください。その後の手続きがスムーズに進みます。

風水害保障なしタイプ(マンション構造専用プラン)については「★」がついている保障は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

「住宅」「家財」の必要保障額と掛金の計算

I 必要保障額の計算

必要保障額(加入基準)とは、生活を再建するためにかかる費用の目安となるものです。

住宅の必要保障額 〈持ち家〉

1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、共済の目的である建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含めません。

あ 坪数 = $m^2 \div 3.3$
※坪数小数点以下切り上げ
※1坪の目安は畳2枚(地域により異なります)

2 1坪あたりの加入基準を確認します。

ご契約(目的)物件所在地の1坪あたりの加入基準を下記を参照し、いに記入してください。

い 万円 住宅の加入基準は住宅の所在地と住宅構造で異なります。

〈住宅の加入基準〉

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3m ²)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
	その他の道県	60万円
	マ鉄骨・耐火構造	
マ鉄骨・耐火構造	東京、神奈川	90万円
	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
	その他の道県	70万円

3 住宅の必要保障額を計算します。

住宅の延床面積 × 住宅の加入基準 = 住宅の必要保障額

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

ア 万円 - 他保険 万円 = イ 万円

家財の必要保障額 〈持ち家・賃貸住宅〉

1 住宅の延床面積を確認します。

延床面積とは、共済の目的である家財を収容する建物(戸室)の登記簿上の全床面積をいいます。なお、一般的にベランダ・バルコニー・テラス・屋根裏部屋等は面積に含めません。

あ 坪数 = $m^2 \div 3.3$
※坪数小数点以下切り上げ
※1坪の目安は畳2枚(地域により異なります)

2 世帯主の年齢・同居家族数を確認します。

世帯主年齢 歳 同居家族数 人

3 家財の加入基準(必要保障額)を確認します。

家財の加入基準(必要保障額)をあうえを基に下表を参照し、ウに記入してください。

〈家財の加入基準〉

あ 住宅延床面積	う 世帯主年齢	え 同居家族数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	4030歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。

家財の必要保障額

ウ 万円 家財の加入基準は住宅の延床面積・世帯主の年齢・同居家族数で異なります。

⚠ 他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。

ウ 万円 - 他保険 万円 = エ 万円

他の共済・保険などに加入している場合の共済金支払い

⚠ こくみん共済 coop<全労済>の火災共済(特約含む)、自然災害共済のほか、他の共済や火災保険、地震保険、各種特約などに加入している場合、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が、損害額を超えときは、合計支払金額が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

借家人賠償責任特約の保障額〈賃貸住宅〉

あを基に右表を参照し、希望する保障額を決めます。

※右表以外にも借用户室の延床面積を問わず500万円～4,000万円の範囲で加入できます。

借家人賠償責任特約〈加入額算出の目安〉

あ 借用户室の延床面積	保障額の目安
30m ² 未満	500万円
30～50m ² 未満	1,000万円
50～70m ² 未満	1,500万円
70m ² 以上	2,000万円

保障額の目安を参考に希望する保障額を記入してください。

希望する保障額

オ 万円

II 掛金の計算

掛金は加入口数により算出します。

1 持ち家の方は住宅と家財の合計加入口数、賃貸住宅の方は家財の加入口数を計算します。

住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。

住宅の加入口数

ア または イ ÷ 10万円

a

※必要保障額のうち加入できるのは
4,000万円(400口)が限度です。

家財の加入口数

ウ または エ ÷ 10万円

b

※必要保障額のうち加入できるのは
2,000万円(200口)が限度です。

=

c

合計加入口数

2 火災保障・自然災害保障の掛金を計算します。

建物構造区分ごとに掛金異なります。ご契約(目的)物件の建物構造区分をP.26でご確認ください。

火災保障の掛金額

C

※火災保障と同口数になります。

×

1口あたりの月掛金

木造構造	6円
鉄骨・耐火構造	3.5円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	3円 (2.5円)

=

A

火災保障掛金

円

自然災害保障の掛金額

大型タイプ **標準タイプ** のいずれかをお選びください。なお、自然災害保障のみの加入はできず、必ず火災保障の加入(火災保障と自然災害保障は同口数)が必要です。

C

※火災保障と同口数になります。

×

大型タイプ

1口あたりの月掛金

木造構造	14円
鉄骨・耐火構造	9円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	8円 (7円)

または

標準タイプ

1口あたりの月掛金

木造構造	9.5円
鉄骨・耐火構造	6円
マンション構造 (風水害保障なしタイプ)	5.5円 (5円)

=

B

自然災害保障掛金

円

3 特約に加入する方はそれぞれ掛金を計算します。

借家人賠償責任特約の掛金額

賃貸住宅の方で、家財契約に20口以上ご加入の方が加入できます。

d

※50口以上の2口単位(偶数)にてお申し込みください。

×

1口あたりの月掛金

木造構造	4円
鉄骨・耐火構造	2円
マンション構造	1.5円

=

C

借家人賠償責任特約掛金

円

類焼損害保障特約の掛金額

火災保障に30口以上ご加入の方が加入できます。

月掛金

類焼損害保障特約	200円
----------	------

▶

D

類焼損害保障特約掛金

円

盗難保障特約の掛金額

火災保障のみご加入の方で、家財契約に30口以上ご加入の方が加入できます。

月掛金

盗難保障特約	100円
--------	------

▶

E

盗難保障特約掛金

円

4 合計掛金を計算します。

あなたの合計掛金額(月掛金)

(A + B + C + D + E)

円